

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	家庭ごみ排出実態調査における排出原単位調査委託について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：環境清掃部生活環境課 ごみ減量計画係）

事業の概要

事業名	家庭ごみ排出実態調査業務委託（排出原単位調査）
担当課	環境清掃部生活環境課
目的	世帯状況によるごみの出方や排出者一人当たりのごみ量を把握するため「排出原単位調査」を行うことによって、区のリサイクル清掃施策策定の基礎資料とする。
対象者	地域特性（戸建・集合住宅地域）から区が特定した地区の世帯（およそ 2,000 世帯を目途）のうち、同意を得た世帯（100 世帯を目途）をサンプル世帯とする。
事業内容	<p>(1) サンプル世帯選定に際しては、受託事業者が区の特定した地区の世帯を無作為に訪問し、調査についての説明を十分行ったうえで協力依頼を行う。</p> <p>(2) サンプル世帯は、区の収集日にあわせて、玄関や軒先等々指定の場所に排出し、受託事業者がこれを回収して、清掃事務所内に設ける調査用の作業場所まで運搬する。</p> <p>(3) 受託事業者は収集したごみについて、組成の分析、資源量の測定を行う。</p> <p>(4) 分析作業終了後は、通常のごみと同様に処理する。</p> <p>(5) 調査期間は、燃やすごみ 2 回分（同一週）、金属陶器ガラスごみ 1 回分、古紙・容器包装プラスチック・びん・缶・ペットボトル等、各資源 1 回分とする。</p> <p>(6) なお、家庭ごみ排出調査では、本報告事項の「排出原単位調査」のほか、集積所のごみを無作為に分析し、家庭ごみの組成割合や、ごみの中に再生可能な資源がどれだけ含まれているか等を分析する「組成調査」を行う。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…
報告事項

件名 家庭ごみ排出実態調査における排出原単位調査委託について

保有課(担当課)	環境清掃部生活環境課
登録業務の名称	家庭ごみ排出実態調査
委託先	入札により決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《排出原単位調査において、委託先に収集させる項目》 住所・氏名・年齢層・世帯人員数・調査結果
処理させる情報項目の記録媒体	紙、パソコン
委託理由	本調査は専門性が高く、リサイクル清掃行政に精通したうえで統計処理、分析が行え、一時的に人員を投入できる事業者へ委託する。
委託の内容	家庭ごみの排出原単位調査を行い、その分析データをもとに、区全体の家庭ごみ・資源の量を推計する。(「概要」参照)
委託の開始時期及び期限	本審議会報告以降契約、9月調査実施、平成24年1月末ごろ調査結果報告予定
委託にあたり区が行う情報保護対策	(1) 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 (2) 組成分別作業の際には、職員が立ち会う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	(1) 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 (2) 収集データは、個人名の代わりに任意のサンプル番号を使用・管理する。 (3) 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット含む)に保管させる。 (4) 受託者が本調査で収集した個人情報は、業務終了後すべて区に提出させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。